

多可町総合教育会議要旨録

平成29年度 第1回

1. 開催日 平成29年6月22日（木）午後3時30分～
2. 場所 多可町教育委員会 交流室
3. 出席者
- | | |
|------|--------|
| 町長 | 戸田 善規 |
| 委員 長 | 門脇 きみ子 |
| 委員 員 | 熊田 正博 |
| 委員 員 | 藤田 裕子 |
| 委員 員 | 岩田 光代 |
| 教育 長 | 岸原 章 |
4. 陪席者
- | | |
|----------|--------|
| 福祉課長 | 藤本 圭介 |
| 総務課課長補佐 | 奥村 祐司 |
| 教育総務課長 | 今中 明 |
| 学校教育課長 | 足立 徳昭 |
| こども未来課長 | 今中 孝介 |
| 教育総務課副課長 | 宮原 文隆 |
| 教育総務課主査 | 伊藤 加奈子 |

日程第1

会議録署名委員について

日程第2 協議事項

(1) いじめに対する町・学校の取り組み状況について

(2) 高齢者による子育て支援について

日程第3 その他

(1) 今後の総合教育会議開催について

第2回総合教育会議の開催 平成29年10月～11月頃

(2) その他

【開 会】

一町長あいさつ一

皆さん、こんにちは。ただいまから、平成29年度第1回多可町総合教育会議を開催いたしますので、どうぞよろしくお願ひします。

今日の第1回多可町総合教育会議で「いじめに対する町・学校の取り組み状況」について、議論をしたいと思っています。

それと、高齢者の方々にとっては2025年問題があります。団塊の世代が、後期高齢者の世代になっていきます。高齢者の活力を活かす中で、子育て支援の部分と繋ぐことができないか、そういう視点から話し合いができればと思っています。

忌憚のない意見交換をさせていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。

日程第1

会議録署名委員について

門脇委員長と藤田委員を指名

日程第2 協議事項

(1)いじめに対する町・学校の取り組み状況について

いじめに対する町・学校の取り組み状況について、事務局より説明がなされた。

町 長： それでは、ただいまの報告を受けまして、意見交換をしたいと思います。まず、多可町において「いじめ防止条例」を制定する必要があるのかという問題を検討したいと思います。近隣の条例制定状況はどうなっているのか、分かっている範囲で説明をお願いします。

事務局： 県下の数市で「いじめ防止条例」が制定されています。ほとんどの条例が、子どもを対象にして制定されています。その一方で、ある市では全市民を対象につくられています。いじめこそ、あらゆる人権侵害の根源であるとの認識によって制定されているようです。

町 長： 先日の議会定例会で、総合的な「いじめ防止条例」を制定する方が良いのか、それとも子どもに特化した「いじめ防止条例」を制定する方が良いのか、それに関わる一般質問がありました。その内容を教育長から説明してもらいます。

教育長： 議員さんより「いじめ防止条例をつくる必要があると考えるので、9月議会で上程をしたい。町、教育委員会も協力をしてほしい」との提案でした。

今、町長が言われたように、「いじめ防止条例」には、いじめ問題に焦点をあてながら人権問題を総合的に捉えている条例と、子どもに特化したいじめ防止条例があります。

子どもに特化した条例の方が、子ども・保護者・学校や地域住民の役割が、より分かりやすく良いと思います。

議員さんも子どもに特化した条例の方が良いとの提案でした。

町 長： 議員さんが総合的な条例の方向で話をされたら、多可町は、子どもに特

化した条例の方が良いのではないですかと答弁するつもりだったのですが、議員さんも質問の中で、子どもに特化した条例の方が良いのではないですかと言われましたので、答弁する必要はありませんでした。

子どもに特化した「いじめ防止条例」をつくる素地は完全にできていて、後は内容をどうするかだと思います。

子どものいじめに特化した条例で進めて良いのかどうか。例えば、いじめの最たる問題が人権の同和問題であったとします。そうしますと、人権という大きなかたちの中で今まで運動を展開していましたが、このように広い範囲だと全部がぼやけてしまうことが課題でした。

国でも、部落差別の解消推進法や、障害者の方についても障害者差別解消法が制定され、差別解消の推進がなされています。国の法律においても分けて捉えられている実態があるので、多可町でも子どもに特化した条例の制定で良いですかとの確認をしたいと思います。

委員長： 条例のことですが、人権全体となりますと非常に範囲が広がると思います。子どものいじめに特化した条例を、学校や保護者、地域、各種団体に関わっていただいて制定したら良いと思います。

「多可町人権の集い」が年3回あります。その中で人権標語の募集がありますが、毎年すべての人権を対象とした標語の繰り返しのように思います。今年度はテーマを子どもの「いじめ」に絞り、焦点を合わせてはいかがでしょうか。

委員： 委員長が言われたように、やはり人権全体のいじめ防止条例だと範囲が広いので、子どもに特化した条例の方が意図を明確に示せると思います。

町長： 条例をもとにしてどのように指導していくか、どう取り組んでいくかということですね。

委員： 資料を拝見すると、学校には子ども用と保護者用の学校生活相談シートがあり、学校への報告は無理なくできますが、例えば、下校途中に子どもが嫌がらせをされているのを見た時に、学校に関わりのない家庭の人が学校に伝える方法がありません。そんな時は民生委員さんに伝えたり、何らかの方法で伝えられる手立てがあれば良いと思います。高齢者だけの家庭ですと誰に言えば良いの分かりません。

委員長： 民生委員さんや児童委員さんと、お互い一步踏み出して話し合いができる間柄になると、良い連携ができそうです。そして、学校と保護者も一步踏み出して話し合いをしてほしいと思います。

町長： 二つ課題が出ましたね。一つは学校も含めて民生委員さんや児童委員さんとの連携部分です。例えば、民生委員さんの方でいじめ問題の報告があった場合は、どのような対応になっているのですか。

事務局： 各小中学校区にはそれぞれ民生委員さんがいらっしやいまして、支部活動の一環として学校訪問をして、学校の先生等と情報交換をされています。もし、民生委員さんがいじめを見つけたり、いじめの報告を受けた場合は、すぐに学校に報告いただくことになっております。

町長： では地域の住民の方がいじめに気がつかれたら、学校に報告しても良いし、民生委員さんに報告しても良いということですね。

事務局： はい。学校は、民生委員さんとも連携をとっていますので、報告していただければ大丈夫です。

委員長： 学校側も、民生委員さんとの連携をさらに進めて行かなければならない

と思うことがあります。地域の状況は、保護者や学校だけではなかなか掴めないところがあります。

町長： もっと頼れば良いということですね。

それと二つめは、学校と保護者の関係です。そこの話し合いができてないってことは、PTAの機能はどうですか。

教育長： 今の子どもの感覚は、学校にいじめの報告をしたら今度は自分がいじめられると思っています。保護者も同じ感覚だと思います。この状況は良くないとみんな分かっているのですが、次の一步が踏み出せないでいます。

町長： 自分の子どもがいじめしていないかも心配です。今はいじめられていないかという両方の心配がありますね。

教育長： そこをどのように変えていくかです。

事務局： 学校の現場にいますといろんな声が聞こえてきます。学校に対しての相談でも、名前を伏せておいて下さいというのが非常に多いのが現実です。つまりいじめの報告をすると、次にこちらがいじめに遭うのではないかと構えてしまうので、なかなか一步が踏み出せないようです。

町長がおっしゃったように、昔は「うちの子、何か悪いことをしていませんか」というような心配でしたが、今は「うちの子、何かされていませんか」との心配の方が多くなったと感じます。

委員長： 子どもがいじめられていても学校へは言いにくいのであれば、教育委員会、あるいは教育委員さん、民生委員さんにでも相談してほしいです。

いじめの対象になるということは、保護者も子どもも当事者にとっては大変辛いことです。その気持ちを学校も教育委員会も地域等も分からないと、なかなか声が届かないと思います。

委員： 学校や先生に話すと、逆にいじめられるとの不安が強くなるかもしれません。

委員長： スムーズに解決は出来ないと思いますが、学校や教職員がどれだけ速やかに対処したかということが、信頼関係を築くための一步だと思います。

学校や先生に報告することによってもめることもあると思いますが、学校や教職員がそれを恐れて様子を見たりという状態では、何も解決はしないと思います。

町長： 多可町にはいじめ110番はあるのですか。

事務局： 「多可っ子悩み相談」を開設しています。

町長： それは専用の番号があって、いじめられた子や保護者が相談できる電話ですか。

事務局： はい、そうです。多可町にもありますが、兵庫県にも「子どもの人権110番」や「ひょうごっ子悩み相談」等が開設されています。

教育長： 兵庫県の方に相談があれば、町の教育委員会にすぐに連絡が入ります。どこに相談するかが重要でなく、まず保護者も子どもも声をあげることが大事です。学校でもそのように指導しています。

委員長： PTAも弱い方の力になってあげてほしいです。

町長： 昔は保護者同士が他人の子どもでも叱れるほどに仲が良い関係だったのが、今はそのような関係が弱くなっている気がします。

委員： そうですね。他人の子どもを注意したら、保護者同士がもめることもあります。

町長： やはり専用電話が必要ですね。保護者や子ども、誰からでも電話を受け

- 付けることが、子どものいじめをなくす運動の第一歩だと思います。
- 委員： それとやはり、学校の先生との信頼関係が一番大事だと思います。先生を信頼していたら子どもは本音を言うだろうし、先生も子どもとの信頼関係が築けていれば、その子どものために速やかな対処をするだろうと思います。
- 委員長： 子どもの感覚は非常に敏感ですから、子どもの声を学校現場は大事にしないといけないと思います。
- 町長： アンケートが役に立つということですか。
- 委員長： それは分かりません。実際にいじめられている子どもが、アンケートに正直に書くとは限りません。ほとんど本人は書きませんし、周りの子どもが誰々がいじめられていると書いている場合が多いようです。そのような意味で、アンケートの中の子どもの声を見過ごさず拾う必要があると思います。
- 町長： このアンケートには、何年何組と記入する必要はあるのですか。
- 教育長： 今回のアンケートを無記名にするかどうかを検討しましたが、家庭での記入方法にしましたので、何年何組と記入することにしました。
- 町長： 名前を記入すれば、子どもは自分が言ったとの自責の念が残ると思います。記入しない方が意見がたくさん出るのではないですか。ただ、いずれにせよ、アンケートは大事ですね。
- 委員： アンケートのチェックリストは、具体的に細かく書いてあってすごく良いと思いました。
- 教育長： アンケートで名前の記入がなかったら、誰に面談すれば良いのか、誰に聞けば良いのか等の問題があり、次に進むことも難しくなります。ただ、アンケートの中には、無記名の子どももいます。アンケートの記名、無記名については、引き続き、検討をしていきます。
- 町長： 今はないと思いますが、昔は学校の中でいじめの対応が遅れるということがあったのですか。
- 教育長： かつては、クラスにいじめがあるのは、担任の指導力や教育力を問われるということ、担任だけで解決しようとし、学校としての対応が遅れるということもありました。しかし、平成18年度より、いじめの定義が変わり、「ある行為をされている子どもが精神的な苦痛を感じている行為は、すべていじめとする」となりましたので、いじめはどの子どもにも、どの学級にも起こりうることを前提に考えております。そのため、日々の生活の中で積極的にいじめを見つけ、学校あげて組織的に解決に向けて取り組んでいるところです。
- 町長： さて条例の制定ですが、学校教育課と福祉課が中心に策定する方向だと思いますが、素案を考えると、この条例制定にこそ、地域等の方や民生委員さんや人権擁護委員さん等と一緒に検討すれば良いのではないですか。そういう過程が必要だと思います。
- 教育長： 条例制定に際しては、学校、PTA、関係機関、地域のみなさんなど、多くの人々の意見も取り入れていきたいと思っています。
- 委員： そうですね。いくら立派な条例を制定しても、利用しにくいようなことではいけませんね。
- 委員長： ある学校の校長先生が、学校だよりの中でいじめ問題のことを書かれていました。そのような形で取り上げてもらうことは、大事なことだと思います。

ます。

子どもがアンケートを書いても、何も取り上げてもらえないという気持ちを持たせたら、アンケートってそんなものかと思うことになり、いじめの対処にはならないと思います。早急に何らかの動きをとっていただきたいと思います。それで問題がなければ良いですし、何か別の問題が浮上するかもしれません。

町長： 時間的に9月議会の上程は、難しいですね。9月議会の段階で素案の提出が出来るようにして、もう一度議会と協議することになりますね。11月の終わりくらいに条例を可決してもらい、12月の人権集会の時に「多可町子どもいじめ防止条例」を住民等に説明をするという流れではどうですか。

教育長： いじめ防止条例は、福祉部局の関係者を含め多くのところに原案を提示して、一緒に策定したいと考えています。

町長： 一緒に考えることが大事ですね。それで間に合うのでしたら良いですね。そこで今話しました、多可町独自の部分も盛り込んで策定にあたっていきましょう。

人権擁護委員さんの担当は福祉課ですね。教育委員会と他の任命人事のなかで調整が必要な委員さんはありますか。

事務局： 民生委員さん、人権擁護委員さん、保護司さん等です。

町長： 協議の結果、早急に「子どもいじめ防止条例」を制定することに決まりました。

(2)高齢者による子育て支援について

学校園での高齢者による子育て支援の状況について、事務局より説明がなされた。

町長： それでは高齢者と子どもの関係はいかがでしょうか。

今、高齢者にもウォーキングされている方が多いので、通学路をウォーキングしていただければ、登下校の児童の見守りとして非常に助かりますね。

委員： 登下校の見守りしている人からの話ですが、こちらから「おはよう」等の挨拶をしても何も返事が返ってこないのが、このような環境の中では続けるのは困難だと思い、辞めることを学校に相談したことがあったそうです。そのことをきっかけに学校では、子ども達を指導をしたのだと思いますが、翌日からは見守りの方にきちんと挨拶をしてくれるようになり、また上級生が挨拶をすれば下級生もちゃんと挨拶をしてくれるようになったそうです。以後その方は、毎朝見守りをするようになりましたという話を聞いています。

やはり学校側でも、お世話になっている方々への対応について、児童に對して事前の指導が必要であると思います。

委員長： 一部の高齢者だけでなく、もっと見守りの方が増えれば良いのと思います。

町長： 校庭の草引き等でも、PTAや保護者の人数が少なくなってきたら負担が大変になります。何かの仕組みの中で、高齢者に助けてもらえる形がと

れたら良いですね。

委員長： そのように助けてもらっている学校もあるようです。子どもの数が少なくなっていることもあり、子どもだけの草引きはなかなか大変ですね。

委員： 高齢者だと黙々と作業をされるので、子どもも見習って同じように頑張ってくれそうですね。

教育長： かつて八千代西小学校では月に数回、高齢者と子ども達と一緒に作業をしていたという例もあります。学校と地域とのつながりをいっそう深くしていくと今以上の取組が考えられるので、積極的に取り組んでいきたいと思えます。

町長： 学校を開放して高齢者に活用してもらおう考えは、出来ないのでしょうか。八千代中学校のグラウンドはものすごく広いのに、使用していないところがあると聞いてます。以前は高齢者からグラウンドゴルフ場設置の話が頻繁に出ていました。今は旧八千代北小学校の駐車場になっていない空いてる部分でも、グラウンドゴルフに使用されています。

中野間地区や下野間地区の方に八千代中学校のグラウンドを使用してもらえれば、その空いている部分だけでも草引きをしなくてもいいのではないですか。400メートルのトラックがとれて尚且つ、空間的に余裕があります。子どもの人数も減ってきていますし、運動会でテント張ってもまだ後ろが空いていますので、高齢者に開放して使用されたら草引きもお願いするということにできないのでしょうか。

事務局： 中町南小学校でも、そのようにグラウンドを解放しています。

委員長： 八千代区中野間にはグラウンドゴルフで使用されている広場がありますので、なかなか難しいと思えます。

教育長： いずれにしても学校の施設を開放する際には、部活動等との兼ね合いが出てきますので、事前調整が必要であると思えます。

町長： 学校としては管理の問題等ではありますが、そのように有効活用が出来ましたら新しい施設もいらないと思えます。

教育長： 学校といっしょになって検討していきます。

町長： このことは継続検討課題ということで、次回以降に良い案があればそれぞれお考え下さい。

それでは（１）（２）の協議事項を含めて追加で発言がありましたら、お願いします。

よろしいですか。では次、日程第４のその他に移ります。

日程第３ その他

（１）今後の総合教育会議開催について

第２回総合教育会議の開催 平成２９年１０月下旬～１１月前半

町長： それでは本日予定しておりました第１回総合教育会議の議事日程がすべて終了いたしました。長時間ご協議していただきまして、ありがとうございます。

【閉会】 町長 午後５時３０分 閉会宣言